

Title	第2章 選択的夫婦別姓反対論にみる性差別／ミソジニー：制度導入“不要”論に着目して
Author(s)	鈴木, 彩加
Citation	フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想. 2022, p. 14-27
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88595
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

選択的夫婦別姓反対論にみる性差別／ミソジニー
——制度導入“不要”論に着目して——

鈴木彩加

(筑波大学人文社会系准教授)

第2章 選択的夫婦別姓反対論にみる性差別／ミソジニー ——制度導入“不要”論に着目して——

鈴木彩加

はじめに——選択的夫婦別姓導入へのあゆみ

日本で採用されている夫婦同氏制度は、ジェンダー平等の観点からは是正するよう国際社会から求められ続けてきた。民法750条では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められているが、婚姻時に改姓しているのは圧倒的に妻である。その割合は漸減傾向にはあるものの、2015年時点においても妻が改姓した夫婦は96%を占める¹⁾。夫婦の姓をめぐるジェンダー不平等な状況について、国連女性差別撤廃委員会は2003・2009・2016・2018年の4度にわたって日本に是正勧告を出している²⁾。

この状況を改善するため、選択的夫婦別姓制度の導入が1990年代より検討されてきたが³⁾、実現には至っていない。法制審議会民法部会は91年に婚姻制度等を見直すための審議を行い、96年に選択的夫婦別姓制度の導入を盛り込んだ「民法の一部を改正する法律案要項」を提言した。法務省はそれを受けて96年および2001年に民法改正案を準備したが、提出には至らなかった。

制度導入を求める声は、年々大きくなっている。後述するが、近時の世論調査の大半では選択的夫婦別姓に「賛成」とする回答が過半数を超えている。これまでも市民運動は各地で展開されてきたが⁴⁾、2018年頃からは市民団体「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」によって、制度導入の早期実現を国に求める意見書を地方議会に提出するという活動が展開されている。2021年4月時点では、意見書を可決した地方議会は212にのぼる⁵⁾。

こうした世論の動向や市民団体の取り組みにもかかわらず反対論は根強く、その状況は司法・立法・行政でも同じである。2015年12月16日の夫婦別姓・再婚禁止期間訴訟において最高裁は、夫婦同氏制度は「合理性がないと断ずるものではない」とする判断を示した⁶⁾。2020年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、それまで基本計画で記載されていた「選択的夫婦別姓（別氏）制度」という文言自体が削除され⁷⁾、「夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方に関し、司法の判断も踏まえさらなる検討を進める」という表現に変更された。2021年1月には、自民党国会議員50人が連名で、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を地方議会で可決しないよう求める要望書が、地方議会議員に対して送付されていたことが発覚した⁸⁾。

選択的夫婦別姓には、制度が導入されれば「家族が崩壊する」「家族の絆が弱まる」といった反論が繰り返し向けられてきた。しかし、90年代以降の日本で検討されてきたのは、「選択的」夫婦別姓制度である。夫婦別姓を希望しない者は従来のように同姓を選べるにもかかわらず、そもそもなぜ反対論が存在するのだろうか。本稿では、朝日新聞社が公開している「夫婦別姓ウェブアンケート」という二次データを用いて、選択的夫婦別姓反対論の論理を明らかにする。

1. 誰が・なぜ反対しているのか

1.1 制度導入に対する態度と地域性

選択的夫婦別姓への態度を規定するとして、これまで着目されてきた変数のひとつが地域性である。初期の研究として位置づけられる松本タミ（1997）では、読売新聞社が実施した2つの世論調査データから、賛成／反対の割合と居住地の都市規模（大都市／中都市／小都市／町村）の関連性が分析されている。松本によれば、1991年5月実施分のデータからは、大都市を除くすべてのカテゴリで夫婦別姓への強い抵抗感が示されていたが、96年3月分のデー

タでは、都市規模が大きくなるほど賛成割合が高くなる傾向がみられ、大都市では41.6%、町村では30.7%が賛成だったという。

夫婦別姓に対する態度とはやや異なるが、婚姻時に妻の姓を選ぶ夫婦の割合が相対的に多い地域を、慣習という観点から考察した研究もある。犬飼直彦（2019）は、妻の姓を選ぶ夫婦の割合は、東北地方で高く、西日本では低いという傾向があると指摘する。その要因として犬飼は、姉家督・明治期の婿養子の割合・夫婦の姓に関する意識に着目し、姉家督あるいは婿養子の慣習が存在したとされる地域ほど現代でも妻の姓が選択される傾向があり、妻の姓が選択される割合が高い地域ほど、婚姻時に選択する姓は夫または妻どちらでもよいとする回答が多かったとする。

2021年時点で最も直近に実施された大規模学術調査は、棚村政行と「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」が2020年に実施したものになる⁹⁾。棚村（2021）は、制度導入に「賛成」とする回答が「反対」の何倍になるかを示す賛否倍率という指標を用いて、このデータを分析している。賛否倍率が高かった地域は、沖縄（10.3倍）・青森（9.4倍）・和歌山（8.8倍）であり、「女性がしっかりして自立している地域、LGBTや多様性への理解がある」という共通点があると棚村は述べている（棚村2021:32）。他方で、賛否倍率が低かった地域は、愛媛（2.4倍）・山口（2.9倍）・新潟（3.0倍）であり、男女共同参画や多様性・同性婚に対する意識が相対的に高くはない「40代・50代の男性の間に男性中心の古い考え方が根強い」地域であるとされる（棚村2021:33）。

地域性に着目した研究をまとめると、都市規模が小さく、妻の姓を夫婦の姓とする慣習がなく、ジェンダー平等に対する理解が低い地域に居住している人ほど、選択的夫婦別姓に否定的な態度を取りやすいということになる。しかし、それに該当しない地域であっても制度導入に反対する人はいるし、該当する地域でも賛成する人もいる。地域性という変数は地域ごとの傾向を把握できるものの、個人の態度形成を十分に説明することはできない。

1.2 制度導入に対する態度とイデオロギー

個人に焦点をあてたとき、選択的夫婦別姓への態度を規定するものとして一般的にも学術的にも言及されてきたのは、イデオロギーである。北原零未は、反対派にも様々な立場があることに留意しつつ、以下のように述べる。

ある意味最も分かりやすいのは、「家族の一体感がなくなる」「日本の良き伝統が崩れる」「女性の社会進出が家族崩壊の原因であり、別姓の容認はさらに拍車を掛けることになる」「国家解体運動の一環」「子供がかわいそう」「別姓を認めれば、同性婚も認めるようになる、気持ち悪い」といった右派や保守派の意見で、ほとんどパターン化している（北原2016:249）。

「保守思想の父」と呼ばれるE. パーク（1790 = 1978）がそうであったように、本来の保守主義は一切の制度変更を認めない思想ではないが、選択的夫婦別姓に反対する人びとは一般的に、「保守」派だとされる¹⁰⁾。北原が例としてあげている、「家族の一体感」「日本の良き伝統」「国家解体」といったフレーズは、90年代以降の日本社会で「保守」と名指される人びとが好んで使ってきたものでもある。

「保守」だから夫婦別姓に反対するのか、反対するから「保守」と呼ばれるのかの因果関係は慎重に検証する必要があるが¹¹⁾、いずれにせよ反対派の主張における柱となってきたのが「家族」である。これは90年代から見られる傾向である。読売新聞社が96年3月に実施した世論調査でも、「反対」と回答した人びとがあげた理由は、夫婦や家族の一体感が薄れるから（58.6%）、子どもの姓を決めるときにトラブルが起りやすいから（43.3%）、夫婦同姓はすでに定着した制度だから（28.5%）、夫婦や家族であることが他の人にわかりにくいから（27.9%）、となっており、「家族の一体感」や子どもに関連する事柄が多かった。

新聞紙上での選択的夫婦別姓の報じられ方を分析した先行研究においても、反対論では「家族」に焦点が当てられていることが指摘されている。朝日新聞・毎日新聞・読売新聞における選択的夫婦別姓の報じられ方を分析した石山玲子（2009）によれば、1987年から94年7月まで、夫婦別姓は「女性の権利」「男女平等」という論調で好意的

に報じられていたが、96年頃からは反対の立場の記事が目立つようになり、その際に論じられるようになったのが「家族尊重」だったという¹²⁾。また、高木幸子(2019)は、朝日新聞・毎日新聞・産経新聞・読売新聞の読者投稿記事を対象とした計量テキスト分析を行っている。それによれば、選択的夫婦別姓に賛成の立場では「別姓」「認める」「人」といった単語が頻出し、個人の権利が重視されている一方、反対の立場では「家族」「子ども」「親」「制度」「日本」が頻出単語となっており、子どもの姓、日本の伝統、家父長制度などが重視されていたという。

ただ、この「家族の一体感」や「家族尊重」といったフレーズは、必ずしも選択的夫婦別姓をめぐる議論のなかから形成されたわけではない。「保守系」メディアの代表格とされる産経新聞に掲載されたジェンダー関連記事を分析した和田悠・井上恵美子によると、たしかに同紙でも96年頃から『『伝統的』な家族の価値が浮上』するようになったが(和田・井上 2010: 75)、このフレーズを用いて選択的夫婦別姓が論じられるようになったのは、それ以降のことだという¹³⁾。

このように、先行研究において選択的夫婦別姓反対派は「家族」を軸とした主張を展開していることが明らかにされてきたが、ここで疑問が生じる。夫婦の希望によって別姓か同姓かを選択可能な制度ならば、夫婦あるいは親子で姓が異なると「家族の一体感」が損なわれると危惧する夫婦は、同姓を選べばよい。「選択的」であるにもかかわらず、これらの人びとはなぜ制度導入に反対するのだろうか。この点に関して、先述の和田・井上は、産経新聞の報道には「女性を自己決定の主体としてみとめない徹底した女性差別の視点」があったとも述べている(和田・井上 2010: 79)。しかし、女性の自己決定権が反対派の論理のなかで具体的にどのようにして無効化されるのかは、明らかにされていない。

2. データの概要

2.1 「夫婦別姓ウェブアンケート」

上記の問いを明らかにするため、選択的夫婦別姓反対派のテキスト分析を行った。使用したデータは、朝日新聞社が実施した「夫婦別姓ウェブアンケート」(以下、ウェブアンケートと略記)である。このアンケートは、朝日新聞DIGITALの「フォーラム」ページで募集・公開されたものである。「フォーラム」では社会問題に関する意見が定期的に募集されており、回答希望者はプリコード型と自由記述がセットになった設問に答える。募集期間が過ぎると、集計結果は一般公開される。「フォーラム」の趣旨は、「ここは、みなさまの議論の広場です。その議論に記者が参加させていただき、集まった声をもとに新しいニュースを探ります」と説明されている¹⁴⁾。「出生前診断へのお考えをお聞かせください」「コロナ下の運動部活動、どうする?」などのように、幅広いテーマが扱われている。集計結果をもとに記事が書かれることもあり、「嫁、主人、家…あなたはどう思いますか?」¹⁵⁾というテーマで意見募集がされた際は、その後に「『家』制度なくなったのに…嫁、主人、家父長制・結婚後の現実」¹⁶⁾という記事が書かれていた。ウェブアンケートは、「夫婦の姓、どう考えますか?」というテーマで2020年12月24日から2021年1月7日19時まで意見が募集されていたものである。趣旨については、以下のように記されていた。

いまの法律では、結婚する男女のどちらかが相手の姓(名字)に合わせ、夫婦が同じ姓になります。望めば結婚後もそれぞれの姓でいられる「選択的夫婦別姓」は久しく検討課題となってきました。いま再び政治や司法の場で議論が動き出しています。姓をどうするかは個人の生き方にかかわります。あなたはどう思いますか¹⁷⁾。

このテーマは、「フォーラム」でこれまで募集掲載されてきたもののなかでもとりわけ反響が大きかった。集計結果をまとめて2021年1月17日と24日の2回にわたって記事が掲載されており¹⁸⁾、「過去最多の4倍、1万9千余りの声が集まりました」と報じられている¹⁹⁾。実際、ウェブアンケートの前後に掲載されていたテーマ20件の回答数の平均は1,871.7件であり、ウェブアンケートの回答数はその約10倍ということになる。

反響が大きかった理由は2つある。第一に、意見募集が行われていた期間中、先述した「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されたことである。メディアで大きく報道され、選択的夫婦別姓への世論の関心が高まっていた時期だった。第二に、SNSで拡散されたことも回答数の増加につながったと考えられる。早川タダノリによれば、2021年1月に入ってから「数万人のフォロワーを擁するネット右翼アカウントによって」ウェブアンケートへの回答協力が呼びかけられていたという（早川 2021: 47）。

分析データは、ウェブアンケートの集計結果として一般公開されているものから収集した。「フォーラム」ではいづれのテーマも、「みんなの意見」として回答結果が閲覧できるようになっている。公開されているのは回答者の自由記述に加えて、居住地・性別・年齢・選んだ選択肢である。このうち、選択的夫婦別姓に「反対」と回答したケースを収集し、コーディングした。ただし、回答はすべて公開されているわけではなく、「誹謗中傷、いやがらせ、差別、暴力的な表現」など「朝日新聞社が不適切だと判断したコメント」は非公開とする方針が取られている²⁰⁾。また、重複していることが明らかなケース²¹⁾、年齢を「10才未満」「90才以上」と回答しているケース²²⁾は除外した。件数は合計8,605件であり、自由記述の平均文字数は56.31字だった。選択的夫婦別姓に「賛成」「どちらともいえない」と回答したケースも含めると、全体の平均文字数は84.62字であり、「反対」と回答したケースの記述量はやや少ない傾向にある。

2.2 データの傾向と特徴

分析に入る前に、「賛成」「どちらともいえない」とした回答も含めたウェブアンケート全体の傾向を概観する。有効件数は17,018件であり、性別は男性5,973件(35.1%)、女性10,082件(59.2%)、その他(どちらでもない・決めたくない)963件(5.7%)だった。「女性」と回答した者が6割を占めている。年齢は多い順に、30代4,770件(28.0%)、40代4,085件(24.0%)、20代3,833件(22.5%)となっており、20代から40代までで7割を占める。居住地に関しては、東京都が4,791件(28.2%)と最も多く、次いで神奈川県1,685(9.9%)、大阪府1,287(7.4%)、埼玉県978件(5.7%)だった。大都市圏居住者の回答が多く、とくに東京都だけで全体の3割弱となっている²³⁾。

選択的夫婦別姓への態度は、「賛成」8,208件(48.2%)、「反対」8,605件(50.6%)、「どちらともいえない」205件(1.2%)だった。直近の世論調査をみると、時事通信世論調査(2021年1月8～11日実施)では賛成50.7%・反対25.5%²⁴⁾、朝日新聞世論調査(2020年1月25～26日実施)では賛成69%・反対24%²⁵⁾となっており、ウェブアンケートは選択的夫婦別姓に「反対」とする回答割合がかなり多いことが分かる。

選択的夫婦別姓に対する態度と性別・年齢の内訳を表1に示した。「賛成」と回答しているのは圧倒的に女性が多く、男性は15.7%のみである。年齢のボリュームゾーンは20代・30代で、この世代だけで7割近くを占める。他方で、

表1 選択的夫婦別姓に対する態度と性別・年齢の内訳

	賛成	反対	どちらともいえない
性別			
男性	1286 (15.7)	4599 (53.4)	88 (42.9)
女性	6325 (77.1)	3657 (42.5)	100 (48.8)
その他	597 (7.3)	349 (4.1)	17 (8.3)
年齢			
10代	229 (2.8)	117 (2.1)	7 (3.4)
20代	2853 (34.8)	933 (10.8)	47 (22.9)
30代	2809 (34.2)	1922 (22.3)	39 (19.0)
40代	1324 (16.1)	2698 (31.4)	63 (30.7)
50代	812 (9.9)	2207 (25.6)	44 (21.5)
60代	166 (2.0)	607 (7.1)	4 (2.0)
70代	13 (0.1)	58 (0.7)	1 (0.5)
80代	2 (0.02)	3 (0.03)	0 (0)

注) 括弧内の数値は列に対するパーセント

「反対」と回答したのは、「賛成」ほど男女差はみられないものの男性が53.4%と過半数を占めていた。年齢は40代が31.4%、50代が25.6%となっており、「賛成」よりも年齢層はやや上である。

先行研究が着目してきた地域性については、一貫した傾向性は見いだせなかった。賛成が反対を上回っていた都道府県は、長野県（61.0%）・東京都（57.3%）・京都府（56.0%）・新潟県（55.3%）・沖縄県（53.7%）・鳥取県（52.5%）・埼玉県（50.4%）・奈良県（50.5%）のみであった。

以上をふまえると、ウェブアンケートは近時の世論調査・意識調査よりも選択的夫婦別姓に「反対」と回答したケースが多いことがわかる。こうした偏りのあるデータから得られた分析結果を一般化することは難しいが、本稿の目的である反対派の論理を析出するに足るデータが揃っている可能性が高いと考えることもできる。また、先行研究の多くは新聞記事をデータとしてきたが、ウェブアンケートの場合は編集者による関与が紙面よりも限定的だと考えられるため、より攻撃的・差別的な主張も観察できると推測される。とくに「反対」と回答したケースは、自由記述の平均文字数が少なく論理展開が不明瞭であることも予測されるが、乱雑な文章であっても「選択的」夫婦別姓に反対する論理を析出することは可能だと考える。

ただし、ウェブアンケートをデータにすることは限界もある。分析に関わる問題点としては、二次データであるがゆえに回答者の属性に関する情報が不足していることがあげられる。例えば、回答者の学歴・職業・子どもの有無・国籍等に関しては設問自体が無いため入手不可能である。また、既婚か独身かの区別は可能だが、自由記述で明記されている場合をのぞき、既婚であっても初婚か再婚か、独身の場合は離死別を経ての独身なのかどうかは、このデータからは明らかにできない。

3. 選択的夫婦別姓“不要”論

3.1 “必要ない”という言説

反対派の論理を自由記述から明らかにするため、まずはKHcoderを用いて態度別の特徴語10語を抽出した（表2）。表内の数値はJaccard係数である。この係数は0から1までの値をとり、1に近いほど関連が強い（この場合は選択的夫婦別姓への態度との関連）ことを示す。「賛成」では「姓」「思う」「選択」「結婚」といった語が抽出された。「どちらともいえない」に関しては、いずれの語も数値が低い。そもそも該当ケースが少ない（205件）ことに加えて、自由記述の内容も態度保留か「反対」とほぼ同じなど、一定の傾向が見られなかったためだと考えられる。「反対」では、「夫婦別姓」「家族」「日本」「戸籍」「制度」が上位の特徴語として抽出された。この結果は、先述の高木（2019）ともある程度共通している。表3は、高木が抽出した反対派の特徴語と比較したものである。「家族」「日本」「制度」「子供」「別姓/夫婦別姓」²⁶⁾は共通しているが、ウェブアンケートで抽出されなかった語には「女性」「思う」「問題」「言う」などがあり、逆にウェブアンケートのみで抽出されたのが「戸籍」「必要」「反対」「名乗る」「旧姓」という

表2 選択的夫婦別姓制度に対する態度別特徴語

	賛成		反対		どちらともいえない
姓	.378	夫婦別姓	.231	議論	.025
思う	.352	家族	.207	ある程度	.023
選択	.335	日本	.196	配慮	.021
結婚	.310	戸籍	.174	通称	.021
変える	.250	制度	.150	子ども	.020
人	.231	必要	.144	周り	.019
自分	.216	反対	.134	難しい	.019
女性	.166	子供	.111	争い	.018
別姓	.158	名乗る	.109	使用	.018
手続き	.158	旧姓	.107	好き	.018

る可能性がある。「必要」という語で反対派は選択的夫婦別姓にどのような論理で反対しているのだろうか。そして、なぜ「必要」という語が用いられているのだろうか。

「必要」という語に着目して自由記述をみると、選択的夫婦別姓は①国、②法/社会、③個人、という3つのレベルで「必要ではない」とする“不要”論が展開されていることがわかった。そこで以下では、それぞれのレベルで選択的夫婦別姓がどのようにして「必要ではない」と論じられているのかをみていく。

3.2 日本にとっての“不要”論

第一の“不要”論は、選択的夫婦別姓は「日本にとって必要ない」とするものである。「夫婦別姓など日本には不必要」（男性・50代・既婚）、「日本の伝統はこれからも守るべきと考える。無理に変える必要はない」（男性・50代・独身）などがその典型例だが、反対派の一般的なイメージに近い主張が展開されている。

こうした“不要”論は、賛成派の主張を念頭に置いているようである。「よそ（外国）はよそ（外国）、うち（日本）はうち（日本）」（男性・60代・独身）、「外国の制度に倣う必要なし。日本は日本らしく独自の制度で良い」（女性・60代・既婚）といったように、他国と比較したうえでの日本の独自性が重視されている。これらは、夫婦別姓は国際的潮流に叶うものだとする賛成派の主張に反論する、という意図があると考えられる。

国レベルの“不要”論には、新聞記事を分析データとした先行研究では析出されていなかった排外主義的の主張もみられた。その際、とくに言及されているのが中国と韓国だったが、単に両国への嫌悪感が表明されているにとどまらない。例えば、「別姓をいう時、中国や韓国を例にする人が多いが、両国とも決して男女平等の観点からの制度ではなく女性蔑視からきている」（男性・70代・独身）というように、中国や韓国は男女平等であるために夫婦別姓制度を採用しているのではなく、「女性を男性側の家族に入れず、排除するという考え」（女性・50代・既婚/旧姓使用）にもとづいているのだと主張されている。

こうした排外主義的言説が流入している原因は、2点あるように思われる。第一に、このアンケートがウェブ上で実施され、制度導入に否定的なアカウントから回答への呼びかけがあったことである。これによって、日頃から排外主義的言説と親和的で、朝日新聞社に敵対的な姿勢を有する人びとの回答が促されたと考えられる。第二に、用語の混乱があげられる。これに該当するのは、「事実婚も通名も認められているのに、何で今更別姓を盛り込む必要がありますか？」（女性・70代・既婚）というような記述である。「通名」とあるが、こうした記述では職場での「旧姓」使用と「通名」が混同されている。そして、この「通名」という語から派生して、「伝統と文化を守るべき。通名など犯罪の温床にしかならないため、在日外国人を含め禁止すべき」（男性・40代・独身）というように、選択的夫婦別姓に全く言及していない回答もみられた。

3.3 法/社会にとっての“不要”論

第二の“不要”論は、選択的夫婦別姓は法/社会にとって「必要ない」とするものである。「夫婦別姓など全く必要がない。今まで問題なく続いてきている制度をわざわざ変えてまでそれを行う意味が分かりません」（男性・60代・既婚、強調は筆者による。以下同様）というように、現行法制度の変更に対する嫌悪感が表明されている記述がこれに該当する。

法/社会レベルの“不要”論では、選択的夫婦別姓の必要性を退ける2つの論理が展開されている。第一の論理は、「自分の周囲には困っている人がいない」というものだ。例えば、「男女問わず選択的夫婦別姓を求める声は周りにはまったくない」（男性・40代・独身）、「周りの人々をみても多くの人は現状不便を感じているとは思えない」（女性・50代・独身）というように、身近に別姓希望者がいないことが、導入を疑問視する論拠とされている。

この記述と表裏関係にあるのが、賛成派は極めて少数で、かつ、社会的に逸脱した人だとする語りである。「普通の人は夫婦別姓を望んでいない」（女性・70代・独身）、「日本人なら別姓は受け入れられない人が多数だと思う」（女性・40代・独身）というように、夫婦別姓制度を望む人は少数派であるだけでなく、「普通の人」ではないとラベリ

ングされている。そして、「一部のマイノリティの為に多数派が混乱してしまう制度に改める必要があるのでしょうか?」(男性・70代・独身)、「ゴネてる一部の人の為にわざわざ法を改正するのはおかしい」(男性・30代・独身)として、少数派のために法制度を変更することに疑問が呈されている。

第二の論理は、新たな制度を導入せずとも現行制度や慣習で対応可能とするものである。その際に代替案として提示されているのが、職場での旧姓使用と「事実婚」である。職場での旧姓使用に関しては、例えば、「職場で旧姓使用できてるのに法制化する意図に疑問を感じる」(男性・60代・既婚)、「現状、職場では選択的夫婦別姓が適用されており、運用も問題なくできている。法制化する必要性は全く見当たらない」(男性・60代・既婚/旧姓使用)といった記述が頻出する²⁸⁾。事実婚に関しても、「今の時代事実婚が公に認知されているのだから、性をどうするかは自己判断」(男性・30代・独身)のように、姓を変更したくないならば法律婚ではなく事実婚にするべきだと論じられている。

代替可能な制度や慣習を利用するのではなく、個人が現行制度に生き方を合わせるべきだという主張もみられた。これには、「既に男性側の姓も女性側の姓も選べるのに、別姓の必要はな」く(男性・60代・既婚)、「夫婦話し合っ一つ結論を導き出せばよい」(女性・40代・既婚)といった記述が該当する。なかには、「夫婦の姓は夫婦で決めればいい話。社会問題化しないでほしい」(男性・60代・既婚)というように、夫婦別姓はそもそも議論するに値しないと回答もあった。また、「姓が変わるのがイヤなら結婚しなければいい」(女性・70代・既婚)、「どうしても自分の旧姓にこだわるなら入籍しなければいいだけの話」(女性・50代・独身)など、「結婚しなければいい」とする主張も展開されていた。

反対派の主張として知られている「子どもがかわいそう」という主張は、法/社会レベルの“不要”論に位置づけられる。すなわち、生まれながらの姓を維持したいならばそれを可能にする制度は既に存在しており、大人はそれを「自分の意志で」選ぶことができるが、子どもはそうではない、という論理である。「夫婦別姓に反対です。将来子供が産まれたとき、どちらの姓を名乗るかで子供に大きな負担を背負わせてしまうからです」(女性・40代・独身)、「夫婦の姓ばかりが議論されがちだが、生まれてくる子供の姓をどうするかの議論がまるで聞こえてこない」(男性・60代・既婚)といった記述からは、夫婦別姓という選択は「生まれてくる子供」への「大きな負担」となると考えられていることが分かる。

3.4 個人にとっての“不要”論

最後の“不要”論は、選択的夫婦別姓が「必要ない」ことを個人レベルで論じている記述になる。これに該当するのは、回答者個人の経験談や体験談が書かれているものだ。例として、以下のような記述があげられる。

仕事等で便宜上旧姓を名乗ってきたが、特別不便に感じたことはないし、もちろん必要性も感じたことがない。家族は同じ姓名ということに一体感を感じており、とても好きだ。これまでの慣習を変えたくない人の意見も尊重して欲しい(女性・60代・既婚)。

ここでは、実際に改姓を経験したが、自分の場合は不都合がなかったため選択的夫婦別姓は不要だと論じられている。こうした体験談の多くは、改姓したことに満足していることを強調するが、「たしかに結婚したあとの手続きは面倒だったけど、夫の姓になる時、婚家のお母さんが、お嫁に来てくれてありがとうって迎え入れてくれたのが嬉しかった」(女性・50代・既婚)というように、なかには改姓手続きの煩雑さに言及しているものもあった。

回答者のジェンダーに着目した際、女性と男性の記述にはそれぞれ特徴がみられた。まず、女性による回答のみに見られたのが、自身の幼少期の思い出に関する語りである。例として、「子どもの頃、好きな人の苗字を自分の名の前に書き微笑んでいた事をよく思い出す」(女性・50代・既婚)、「昔から好きな人ができると、その人の名字と自分の名前をこっそりあわせて楽しんでいました」(女性・50代・既婚)といった記述があげられる。こうした語りから

は、いずれ結婚して名字を変えるのは女性である自分なのだということが幼少期から想定されており、それが「遊び」の形で日常生活に取り入れられていたことがわかる。

婚姻時に改姓した者の9割が女性であることを踏まえると、こうした体験談をそもそも綴ることができるのは女性の方が多くなる。しかし、なかには男性でも個人レベルの“不要”論を記していたケースもみられた。男性のみにみられた語りは2種類ある。ひとつは、いわゆる「婿養子」となった体験談である。「私自身が婿養子で名字を変えて諸手続きをしましたが、何の困難も支障ありません。もちろん仕事上も何の問題ありません」（男性・70代・既婚）、「婿養子だが、何の不自由もない」（男性・80代・既婚）などがその例である。「婿養子」という言葉を用いて、男性でありながら改姓していることが強調されている。今ひとつは、自己と他者の境界線が不明瞭な語りである。ここで言う「他者」とは、「私も妻も夫婦別姓にしたいという思いは微塵も無い」（男性・50代・既婚）、「妻も姓を変えてよかったですと言っています」（男性・50代・既婚）などのように妻であることもあれば、「旧姓使用の希望（ビジネスネーム）に会社側が対応して仕事している女性の方もたくさんいる。不都合を聞いたことがない」（男性・50代・既婚）というように、職場の女性であることもあった。

4. ジェンダー化されたニーズを否定する論理

4.1 “不要”論の特殊性

「必要ない」という言葉に着目して選択的夫婦別姓反対派の自由記述をみてきたが、この“不要”論は先行研究で指摘されてきた反対派の主張は異なる側面を持つように思われる。単に戸籍制度や家制度を重視しているだけならば、例えば次のような記述で事足りる。「戸籍、夫婦同姓は昔から続いてきた日本の文化です。夫婦別姓断固反対！」（女性・60代・既婚）。この記述では、戸籍制度が価値あるものだということが直接的に訴えられている。

これに対して、“不要”論の場合は選択的夫婦別姓制度が必要だとする声そのものを過小評価する論理構成を取る。たとえ自身が改姓をし、それに伴う多少の不便さはありながら現状に満足しているとしても、そうした経験を他者が全く同じように受容しているとは限らない。“不要”論にはこうした「異なる他者」の視点はない。むしろ、積極的に排除されているともいえる。そうした「他者」の声は取るに足らないものであり、新たな制度を導入せずとも対応可能であるため、「必要ない」とされている。現行制度から何らかの不都合や不利益が生じているために、それらを修正した新たな制度を必要とする声＝ニーズを退けるこの“不要”論は、それでは一体何であると考えられることができるだろうか。

4.2 性差別とミソジニー

選択的夫婦別姓“不要”論は、一見すると不寛容の現れとみなすこともできるかもしれない。自分とは異なる他者のニーズに耳を傾けることすらせず、「必要ない」と一方的に断言することは、確かに不寛容な態度である。しかし、不寛容の一形態として“不要”論をとらえることは、重要な点を見落としてしまうことにつながる。この“不要”論が、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐる議論という、ジェンダーに密接に結びついた議論のなかで展開されていることの意味を、十分に汲み取ることができないのだ。

選択的夫婦別姓を希求することは、ジェンダー化されたニーズだといえる。長年にわたって婚姻時に改姓してきたのは女性であり、改姓に伴う手続きの不便さ、アイデンティティの喪失、キャリアの断絶、生まれながらの姓を名乗り続けたいという望みが叶わない現実を経験してきたのは、一義的に女性である。もちろん、前節で「婿養子」の語りを取り上げたように、改姓を経験した男性もいる。昨今では、改姓した男性からも選択的夫婦別姓を求める声が積極的にあがるようになってきた²⁹⁾。しかし、夫婦別姓が社会的・政治的課題として浮上した当初から今日まで、その導入を訴え続け、職場での旧姓使用を実現してきたのは主として女性だった。

そうしたニーズを退ける“不要”論は、それでは性差別なのかということ、性差別でありつつもそれとは異なる側面

もあるように思われる。例えば、以下の記述を“不要”論と比較してほしい。

男性のところに女性が嫁入りすると云う従来の家制度の考え方にこそ至高の日本像があるのである。別姓どころか女性が常に改姓するべきと考える。このアンケートも男性による回答に限るべきであるし、若者の未熟なる回答は除外する必要がある。女性が男性と同等の権利を持っていると気づいてしまっただけでは困る。(男性・80代・独身)

家制度への復古を唱え、議論する資格を男性のみに限ろうとするこの回答は、家父長的であると同時に性差別的でもある。しかし、この語りが“不要”論とは異なるのは、回答者にとって望ましい社会体制や社会秩序が提示されている点である。この語りでは、年配の男性が物事を決定する権利を持ち、家制度にもとづいた社会あるいは国家が望ましいとされていることがわかる。それに対して“不要”論の場合、国・法/社会・個人いずれのレベルの語りにおいても、現状維持への志向性を読み解くことはできるが、回答者自身がどのような国あるいは社会が望ましいと考えているのかをうかがい知ることはできない。

合衆国のフェミニスト哲学者であるケイト・マン (2018 = 2019) による性差別主義とミソジニーの議論は、この“不要”論を理解するうえで有益である。ミソジニーは従来、「女性に対する嫌悪感、敵対心」という意味で使われてきたが、個人の心理に焦点を当てていたため社会分析のツールとして用いることは困難だった。マンは、そうした辞書的定義をミソジニーの「素朴理解」と呼んでおり、ミソジニーは「政治的現象として理解するのが最も生産的」だとする (Manne 2018=2019: 60)。

ミソジニーの概念的再構成をするうえで、マンは性差別主義 (sexism) とミソジニーを明確に区別する。マンによれば、両者は「家父長制的社会秩序を維持または回復するという目的」は共有しているが (Manne 2018=2019: 119)、その作用の仕方は異なるとする。

ミソジニーは、家父長制の遵守を監視しパトロールすることによって、その社会規範を下支えする。他方、性差別主義はそうした規範を正当化することに仕える (Manne 2018=2019: 128, 強調は原文ママ)。

性差別主義は、家父長制的社会秩序を正当化するためのイデオロギーを提供し、人びとの「理性に訴えかけ」ようとする (Manne 2018=2019: 199)。他方で、ミソジニーは家父長制的社会秩序を変えようとする人びと(とくに女性)や、逸脱している人びとを監視し、ときには制裁を加えることで、家父長制的社会秩序を維持するよう作用するのである。

マンによる性差別主義とミソジニーの定義に倣うと、選択的夫婦別姓“不要”論がもとづいているのは、性差別ではなくミソジニーである。“不要”論は、生まれながらの姓を名乗り続けたいというジェンダー化されたニーズに耳を傾けないというだけでなく、価値そのものを切り下げる。夫婦同氏制度に適應している自己よりも、また、「日本」という国よりもそのニーズの優先順位は低められている。それどころか、夫婦の姓が異なることは「将来子供が産まれた時」「生まれてくる子供」が困るという前節でみた記述では、いま不利益を被っている人よりも、いまだ生まれていない子どもの方が優先されている。

一方で、“不要”論は女性の語りのなかでもみられたが、それはある意味で当然の帰結でもある。ミソジニーは「男にとっては『女性蔑視』、女にとっては『自己嫌悪』」と上野千鶴子が指摘しているように (上野 2010: 8)、女性もまたミソジニーを支えている。個人レベルの“不要”論では、幼少期の「遊び」に言及する女性の回答がみられた。そうした「遊び」をしたことがあるのは反対派の女性に限られないだろう。好意を寄せる人の名字に自分の名前を書き足す「遊び」の他にも、将来改姓することを想定して女性の場合のみ名字ではなく名前前で印鑑を作るなど、「遊び」や一見すると利便性を考慮した「習慣」を通して、女性たちの多くはいつかは自分が改姓することを想定しながら生活している。同性でありながら自分が受け入れたものを拒否している人がいるならば、嫌悪や拒絶といった感情は男性より強く引き起こされてもおかしくはない。

選択的夫婦別姓“不要”論では、「選択的」であるか否かは重要ではない。夫婦同姓という家父長制度を揺るがそうとする「女性」たちのニーズは、「わざわざ」法律を変えてまで聴く「必要のない」ニーズだと考えているがゆえに、「選択的」夫婦別姓に反対しているのである。

おわりに——ミソジニーに加担しない議論のために

本稿では、ミソジニーという概念を導入して選択的夫婦別姓反対派の記述を考察してきた。その結果、夫婦別姓というジェンダー化されたニーズはそもそも聴かれておらず、ニーズ自体が過小評価されていることが明らかとなった。ジェンダー化されたニーズは、当然のことながら選択的夫婦別姓の他にも膨大な数が存在する。合衆国の政治学者であるロビン・ルブランは、日本の生活者運動を対象にしたフィールドワークのなかで「ほかの人びとを世話するという役割は、どうしてそれほどにも軽く見られるのだろうか」という問いを提起しており（LeBlanc 1999=2012: 233）、他者をケアするという営みやその責任を負っている人に関しても、同様の事象がみられることが指摘されている。

フェミニズム運動および研究では、女性の声が社会や政治においてなぜ/どのようにして「聴かれない」のかということについて国際的に関心が高まっている。西洋文学・芸術を紐解き、女性がいかにして沈黙させられてきたのかを示したメアリー・ピアードの *Women and Power*（邦題『舌を抜かれる女たち』）は、英国ガーディアン紙の〈21世紀の100〉冊に選ばれるなどの高い評価を受けた。女性の沈黙をめぐるレベッカ・ソルニットによる一連の論稿（Solnit 2014=2018; 2017=2020）や、先述したマンによるミソジニーの研究も、この文脈に位置づけることができるだろう。こうした新たに勃興してきたフェミニズムの議論に対して本稿は、分析ツールとしてのミソジニーの有用性と、言説レベルでのミソジニーの作用の一例を提示しえたのではないかと考える。

ふり返ってみると、選択的夫婦別姓をめぐる議論の主軸は賛成派のなかでも変化してきた。かつては、男女平等やアイデンティティといった観点から論じられることが多かったが、近年では「選択」がひとつの焦点となっている。「選択」に比重が置かれるようになったのは、「男女平等」や「女性の権利」という主張にはいつの時代も反感や抵抗感がつきまどってきたため、そうした論点を背景させた方が選択的夫婦別姓を積極的には支持しない、あるいは自分は夫婦同姓がよいと考えている人びとにもアピールできる可能性がある、という意図があるのだろう。

しかし、もともとジェンダーとの結びつきが深く、それゆえに長らく放置されてきた社会的課題を脱ジェンダー化することには慎重になる必要がある。安易な脱ジェンダー化は、ジェンダー化されたニーズの価値を評価しないという、本稿で論じてきたミソジニーにもとづく“不要”論と紙一重である。脱ジェンダー化した議論を展開し、それが選択的夫婦別姓制度の導入へと結実したとしても、その先に道が続いているのかは疑問だ。なぜなら、〈私たち〉が苦しみ、悔しい思いをし、不利益を強いられ、諦めたり、想像することすらできなかつたりしながらも、それぞれの場所で抗っているのは、夫婦の姓をめぐる問題だけではないからである。

[注]

- 1) 厚生労働省「平成28年度人口動態統計特殊報告」。
- 2) 外務省は2018年12月に夫婦別姓あるいは旧姓使用の法制化を求める見解文書を受領していたが、2年にわたって担当官庁の内閣府男女共同参画局に報告していなかった（東京新聞、2021、「夫婦別姓を勧告した国連文書、外務省が2年以上放置…公表せず」、東京新聞 TOKYO Web、2021年3月25日取得、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/93353>）。
- 3) 法律用語としては「氏」が用いられるが、本稿では社会で広く用いられている「姓」という言葉を基本的に用いる。夫婦の姓をめぐる歴史および法制度の変遷については、久武綾子（1988・2003）を参照。
- 4) 選択的夫婦別姓制度の実現を求める市民団体については、Shin Ki-young（2004）および Linda White（2019）を参照。なお、

本書に収録されているコラム「フェミニズムとわたし」でも、自身の体験をもとにした結婚と姓の問題が論じられている。

- 5) 選択的夫婦別姓・全国陳情アクション, 2021, 「選択的夫婦別姓・全国陳情アクションとは?」, 選択的夫婦別姓・全国陳情アクション, (2021年4月28日取得, <https://chinjyo-action.com/>)。
- 6) この判決内容については法学者を中心に数多くの論稿が書かれている。大谷美紀子(2016)・杉田夕花(2018)・二宮周平(2018)・笹川あゆみ(2019)・富田哲(2020)などを参照。
- 7) 第4次男女共同参画基本計画では、「第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」の具体的取り組みとして「選択的夫婦別氏制度の導入」が明記されていた。
- 8) 東京新聞, 2021, 「夫婦別姓『賛同しないで』丸川担当相が連名、自民有志が地方議会に要望書」, 東京新聞 TOKYO Web, (2021年2月25日取得, <https://www.tokyo-np.co.jp/article/87922>)。
- 9) 棚村政行・選択的夫婦別姓・全国陳情アクション, 2020, 「20～50代の7割が賛成! 47都道府県『選択的夫婦別姓』全国意識調査の概要」, 選択的夫婦別姓・全国陳情アクション, (2021年9月4日取得, <https://chinjyo-action.com/47prefectures-survey/#toc5>)。
- 10) 金野美奈子は、選択的夫婦別姓や同性婚などのオルタナティブな家族をめぐる議論の対立構図を、「家族の多様化をめざすリベラル」/「家族の本質を守ろうとする伝統主義」と呼んでいる(金野2015: 18)。変化を拒むという意味では、選択的夫婦別姓反対派に対して持たれているイメージは、「保守主義」ではなく「伝統主義」と呼んだ方が近い。
- 11) 選択的夫婦別姓の議論をいわゆる「保守」/「リベラル」の構図で捉えることの問題点も指摘されている。阪井裕一郎(2021)は、選択的夫婦別姓の議論には複数の対立軸が存在することを指摘している。阪井によれば、A) 夫婦同姓原則、B) 夫婦別姓法制化に賛成、C) 戸籍制度廃止、D) 戸籍制度廃止かつ夫婦別姓法制化に賛成、という4つの立場があるが、別姓導入に賛成するが戸籍廃止までは求めていないBの立場は、反対派からは見えにくいという。なお、婚姻制度自体に反対するために「非法律婚」を選択した人びとについては善積京子(1997)を参照。
- 12) 石山によれば、こうした3紙の報道動向には有意差が見られなかったとされる。
- 13) 和田・井上(2010)は、1996年より前の産経新聞は「夫婦別姓を時代の流れとして『容認』していた」とする興味深い指摘もしている。
- 14) 朝日新聞社, 2021, 「朝日新聞フォーラム」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/opinion/forum/>)。
- 15) 朝日新聞社, 2021, 「結果発表 嫁、主人、家…あなたはどう思いますか?」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/opinion/forum/139/>)。
- 16) 小林未来, 2021, 「『家』制度なくなったのに…嫁、主人、家父長制 結婚後の現実」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/articles/ASP9C66MGP8KUCLV00M.html>)。
- 17) 朝日新聞社, 2021, 「結果発表 夫婦の姓、どう考えますか?」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/opinion/forum/124/>)。
- 18) 朝日新聞社, 2021, 「(フォーラム) 夫婦の姓、どう考える:1 論点は」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/articles/DA3S14766510.html>)。朝日新聞社, 2021, 「(フォーラム) 夫婦の姓、どう考える:2 望ましいかたちは」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/articles/DA3S14775186.html>)。
- 19) 朝日新聞社, 2021, 「(フォーラム) 夫婦の姓、どう考える:1 論点は」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/articles/DA3S14766510.html>)。
- 20) 朝日新聞社, 2021, 「朝日新聞フォーラム」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/opinion/forum/>)。すべてのテーマでこの方針が採用されているが、今回分析したデータにはとくにジェンダーやセクシュアリティ、エスニシティ、ナショナリティに関して禁止事項に該当するのではないかと思われる表現も含まれていた。
- 21) 性別・年齢・居住地・プリコード型設問の選択肢・自由記述の内容のすべてが同一である場合は重複と判断した。ひとりが意図的に複数回答していると推測されるケースだけでなく、投稿時間が全く同じなどシステム上のエラーと考えられるケースもあった。
- 22) この2つを除外したのは、ウェブアンケートに回答するためにはパソコンやスマートフォン、タブレットを操作する必要があり、これらの機器を10才未満・90才以上の人が操作できる可能性は低いと考えたためである。
- 23) 「海外」と回答しているケースも一定数あった(172件、1.0%)。
- 24) 時事通信社, 2021, 「選択的別姓『賛成』5割超 自民支持層は評価割れる——時事世論調査」, 時事通信社, (2021年8月29

日取得, <https://www.jiji.com/jc/article?k=2021011500849&g=pol>。

- 25) 朝日新聞社, 2020, 「選択的夫婦別姓、賛成 69% 50 代以下の女性は 8 割り超」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021 年 8 月 29 日取得, <https://www.asahi.com/articles/ASN1W65V0N1WUZPS002.html>)。
- 26) 本稿の分析では「夫婦別姓」を強制抽出語として設定している。
- 27) 「必要」という語は、「必要がある」という肯定の文脈で用いられることもあれば、「必要がない」という否定の文脈で用いられることもある。詳細に分析するため、「品詞による語の選択」には名詞 B・動詞 B・形容詞 B・副詞 B を含めた。
- 28) 旧姓使用を認める企業は増加傾向にあるが、それでも 2018 年時点で 67.5% であり、すべての企業で認められているわけではない(一般社団法人労務行政研究所 2018)。また、2016 年の調査では旧姓使用を希望したが叶わなかった理由として「周囲に旧姓使用をしている人がいなかったため」(40.2%)「職場に結婚を報告したら、自動的に戸籍名に変更された」(27.0%)「職場の同僚・上司・人事や給与関係の担当者などに負担をかけると思った」(13.5%) というように、制度があっても職場環境や人間関係への配慮から旧姓使用ができなかったケースがあることが報告されている(株式会社インテージリサーチ 2017)。
- 29) 例えば、青野慶久(2019)・中井治郎(2021)などを参照。

[参考文献]

- 青野慶久, 2021, 『「選択的」夫婦別姓—IT 経営者が裁判を起こし、考えたこと』ポプラ社。
- Beard, Mary, 2017, *Women and Power*, London: Profile Books Ltd., (=2020, 宮崎真紀訳『舌を抜かれる女たち』晶文社)。
- Burke, Edmund, 1790, *Reflections on the Revolution in France and on the Proceeding in Certain Societies in London Relative to That Event in a Letter Intended to Have been Sent to a Gentleman in Paris* (= 1978, 半澤孝磨訳『フランス革命の省察』みすず書房)。
- 早川タダノリ, 2021, 「『夫婦同性原則論』の不思議な論理」『週刊金曜日』1315: 47。
- 久武綾子, 1988, 『氏と戸籍の女性史』世界思想社。
- , 2003, 『夫婦別姓——その歴史と背景』世界思想社。
- 犬飼直彦, 2019, 「婚姻の際に定める夫婦が称する氏について——妻の氏を称する婚姻の割合の都道府県間の差に関する一考察」早稲田大学先端社会科学研究所『ソシオサイエンス』25: 170-83。
- 一般財団法人労務行政研究所, 2018, 「旧姓使用を認めている企業は 67.5%——民間企業 440 社にみる人事労務諸制度の実施状況」(2021 年 12 月 15 日取得, <https://www.rosei.or.jp/research/pdf/000073723.pdf>)。
- 石山玲子, 2009, 「選択的夫婦別姓をめぐる新聞報道の分析——賛否理由におけるニュースフレームを視野に入れて」『成城文藝』209: 113-95。
- 株式会社インテージリサーチ, 2017, 「平成 28 年度内閣府委託調査 旧姓使用の状況に関する調査報告書(概要版)」(2021 年 12 月 15 日取得, https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/mname_h28_gaiyo.pdf)。
- 北原零未, 2016, 「夫婦別姓は何故『嫌われる』のか?」『中央大学社会科学研究所年報』21: 243-57。
- 金野美奈子, 2015, 「開かれた婚姻制度のための公共的理性」『東京女子大学社会学年報』3: 17-32。
- LeBlance, M. Robin, 1999, *Bicycle Citizens: The Political World of the Japanese Housewife*, Oakland: University of California Press, (=2012, 尾内隆之訳『バイシクル・シティズン——「政治」を拒否する日本の主婦』勁草書房)。
- Manne, Kate, 2018, *Down Girl: The Logic of Misogyny*, Oxford: Oxford University Press, (= 2019, 小川芳範訳『ひれふせ、女たち——ミソジニーの論理』慶應義塾大学出版会)。
- 松本タミ, 1997, 「民法改正・夫婦別姓に関する意識動向——地域・地方の視点で」香川大学法学会『香川法学』16(3/4): 95-109。
- 中井治郎, 2021, 『日本のふしぎな夫婦同姓——社会学者、妻の姓を選ぶ』PHP 研究所。
- 二宮周平, 2018, 「2. 民法改正: 婚姻最低年齢・再婚禁止期間の完全撤廃・選択的夫婦別姓」国際女性の地位協会『国際女性』32: 49-53。
- 大谷美紀子, 2016, 「夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決——国際人権法の視点と家族・子の利益をめぐる議論」『学術の動向』2016.12: 86-9。
- 阪井裕一郎, 2021, 『事実婚と夫婦別姓の社会学』白澤社。
- 笹川あゆみ, 2019, 「選択的夫婦別姓制度は何故実現しないのか——『女性活躍推進』の陰で」『The Basis: 武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要』9: 185-200。

- Shin, Ki-young, 2004, “*Fufubessei* Movement in Japan: Thinking About Women’s Resistance and Subjectivity,” *F-GENS Journal* No.2 September 2004, 107-14.
- Solnit, Rebecca, 2014, *Men Explain Things to Me*, London: Granta Books, (=2018, ハーン小路恭子訳『説教したがる男たち』左右社).
- , 2017, *The Mother of All Questions*, Chicago: Haymarket Books, (=2020, ハーン小路恭子訳『わたしたちが沈黙させられるいくつかの問い』左右社).
- 杉田夕花, 2018, 「夫婦別姓判決に対する考察」九州大学法政学会『学生法政論集』12: 19-33.
- 高木幸子, 2019, 「新聞投書欄における選択的夫婦別姓に対する意見の分析——KHCoderによるテキストマイニングを用いた検討」常磐大学人間科学部『人間科学』37(1): 45-62.
- 棚村政行, 2021, 「選択的夫婦別姓に関する全国調査」, 部落問題研究所, 『人権と部落問題』946: 30-4.
- 富田哲, 2020, 「夫婦別姓論その後——30年の軌跡」福島大学行政政策学類『行政社会論集』32(4): 169-212.
- 上野千鶴子, 2010, 『女ざらい — ニッポンのミソジニー』紀伊國屋書店.
- 和田悠・井上恵美子, 2010, 「『産経新聞』にみるジェンダーバックラッシュの発想と論理」『インパクション』174: 72-80.
- White, Linda, 2019, *Gender and the Koseki in Contemporary Japan*, Oxon: Routledge.
- 善積京子, 1997, 『<近代家族>を超える——非法律婚カップルの声』青木書店.

すずき あやか 1985年生まれ 大阪大学大学院人間科学研究科招へい研究員を経て2022年4月より筑波大学人文社会系准教授
 主な著書
 『女性たちの保守運動——右傾化する日本社会のジェンダー』人文書院（第20回大佛次郎論壇賞受賞）、“Uncustomary Sisterhood: Feminist Research in Japanese Conservative Movements” (Toscano, Emanuele, ed., *Researching Far-Right Movements: Ethics, Methodologies, and Qualitative Inquiries*, Routledge.)、『問いからはじめる社会運動論』（共著）有斐閣